

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会

(第5回)

議事録

日時：令和4年1月18日（火）

場所：オンライン開催

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第5回）

○日 時 令和4年1月18日（火） 午後6時～午後8時2分

○場 所 オンライン開催

○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、
澤木委員、大上委員、若槻委員、水野委員、村山委員、勝又委員、樋爪委員

○事務局 子ども子育て支援課長、ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

お時間になりました。今回は、安部委員お一人が所用のためご欠席の連絡をいただいております。

皆様、こんばんは。この委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村です。よろしく願いいたします。

このたびは、コロナウイルス感染症拡大の状況を受けまして、急遽オンライン開催とし、時間を30分繰り上げさせていただきました。突然のご連絡となり、大変申しわけございませんでした。

開会に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。事前に委員の皆様には郵送で送付させていただいております。

まず、次第がありまして、次第に記載の資料1～9がございます。また、参考資料として、後藤委員からのご意見、武蔵野市が発行しております「まなこ」111号、112号、「私たちは、あなたの味方だよ。ひとりでなやまず電話してね」と記載のある子どもの人権啓発カードを添付しております。最後に、委員の皆様には第4回検討委員会の傍聴者アンケート集計表を添付しております。ご確認をお願いいたします。

さて、本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議はオンライン開催とし、会議終了時間については午後8時とさせていただいております。

傍聴の方につきましては、現在、市役所内で我々事務局と同じスペースにお入りいただき、同じスクリーンで会議をご覧いただいております。

オンラインで会議を実施するにあたりまして、何点かお願いがございます。まず、発言するとき以外は端末の設定をミュートにしておいていただくようお願いいたします。また、発言される際はミュートを解除して、ご自身のお名前をおっしゃってください。「〇〇です」とご発声いただければ司会者が指名いたしますので、その後、お話しください。皆様の端末のミュート設定については事務局のホスト端末の権限で操作することもございますので、あらかじめご了承ください。

なお、本日の委員会の内容については記録用に録音をさせていただいております。あらかじめご了解願います。

それでは、ここからの進行を委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第5回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を開会いたします。

2 議 事

(1) 各種報告事項

【委員長】

本日の委員会は、条例の骨子案についての検討が中心となります。後ほど私から骨子案の審議の進め方について提案したいと思っておりますので、本日の会議進行は、ぜひ副委員長にお願いできればと思っております。

副委員長、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【副委員長】

私でよろしければ。

それでは、皆様、委員長にかわって本日の進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の進行は、お手元の次第に沿って進めたいと思います。皆様、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

議事に入ります。

議事の(1)「各種報告事項」です。前回の委員会からもう2カ月ほどあいています。この間の市の関連する取り組みなどについてご報告をお願いします。質問につきましては、議事の(2)まで進んでからまとめて伺えればと思いますので、一旦報告のみ、お願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

(1)「各種報告事項」です。

1点目「市関連事業の実施状況について」、2点目「第4回 Teens ムサカツ実行委員会について」、3点目「市内の子どもの居場所利用者との意見交換について」の3点をご報告いたします。

資料1をご覧ください。報告の1点目、「子どもの権利に関する条例の検討に関連する市の各種取り組み」です。前回検討委員会以降に実施した市の関連する取り組み等を追記しております。追記した主なものとしては、1枚目裏面の6「情報誌『まなこ』誌面作りへの子どもの協力」です。昨年11月発行の「まなこ」112号で、市内の小中学生が子ども編集委員として誌面づくりに協力しております。詳細は添付の「まなこ」112号をご覧ください。また、副委員長にお話を伺い、ヤングケアラーについて特集した昨年7月発行の「まなこ」111号もあわせて添付しております。

続きまして、9「子どもの人権啓発カードの配付」です。こちらは、児童虐待などの解消に向け、人権に関する相談先を周知する子どもの人権啓発カードを市立小中学校全児童・生徒に配付しているものです。市内公共施設等にも1月中旬に配付の予定です。

最後に、15「人権週間における普及啓発」は、今回新規に追記したものです。昨年12月4日～7日に人権週間のイベントとして、武蔵野プレイスギャラリーにて人権に関するパネル展示を実施いたしました。また、会場では、子どもの権利条約カードブックを配架いたしました。

続きまして、各種報告の2点目「第4回 Teens ムサカツ実行委員会について」と3点目「市内の子どもの居場所利用者との意見交換について」は、子どもたちが話しやすいよう、子どもたちと年齢の近い若手職員が担当しておりますので、担当職員から報告いたします。

【事務局（子ども子育て支援課）】

まずは資料2「ムサカツニュース」をご覧ください。12月26日に4回目のムサカツ実行委員会を開催いたしました。今回は、本検討委員会の重点項目としている子ども参加に

ついて意見交換をしました。「ムサカツニュース」裏面にありますとおり、子どもたちが自分の考えや思いを尊重してもらった経験や、尊重してもらえなかった経験を振り返りながら、意見を表明したり伝えたりするために大切にしたい視点などを話し合いました。また、後半は、ムサカツ本番に向けて話し合いを行いました。実行委員がみずから司会進行や書記をしながら、主体的にさまざまな意見を出し合い、盛り上がりました。

さらに、実行委員の有志が集い、ムサカツ本番の参加者募集のためのチラシづくりもすることとなりました。2月15日号市報にて参加者募集を行う予定です。

また、前回、委員からご意見がありましたムサカツ実行委員と検討委員の意見交換会についてですが、実行委員の子どもたちに尋ねたところ、大人の検討委員も何人か次回2月13日のムサカツ実行委員会に参加してもらい、意見交換をしたいとの希望がありました。コロナ禍の状況も見ながら、実施方法も含め、後日メールでご案内をさせていただきます。

各種報告の3点目、「市内の子どもの居場所利用者との意見交換について」です。こちらは資料3をご覧ください。

1つ目は、市内の居場所の高校生2名と、子どもたちが話をしやすい若手職員の3名で意見交換をしました。「子どもがやりたいことには意味があるので、常識の範囲内で行うことは尊重してほしい」などの意見がありました。

その下の2つ目は、委員に企画をしていただき、市内の学習支援事業に参加する小学生から高校生の子ども6人と、委員長、その他の大人との意見交換を行いました。主な内容は記載のとおりです。

事務局からは以上です。

【副委員長】

居場所の利用者との意見交換に参加された委員長、委員の二人にも、簡単にご感想などをいただければと思います。

【委員】

お忙しいところ、委員長、事務局職員にいらしていただき、本当にありがとうございました。

委員長はお偉い方だと子どもたちは認識していたので、最初は本当に緊張してしまっていて、どうしたらいいんだろうと、すごく緊張が伝わってきたんですけども、委員長が子どもたちとの心の距離が近いことが次第にわかりまして、想像を超えた子どもたちの本音がすごく出まして、私たちもびっくりするぐらい、いろいろな話が出ました。

ここに書いてある内容のとおりですけれども、何でも言っているよというふうにカウンセラーの方から言われてしまうと、どうしても構えてしまう。やっぱりもうちょっと身近な人のほうが困ったことでも話しやすいというのが結構印象的でした。養護の先生や保健室の先生には結構話しに行ったりするんだよという子どもさんもいらっしゃいました。

ここに書いてある以外では、例えば、子どものホットラインとかに電話をしたりしないのかという質問に対して、プライバシー保護の安心はあるけれども、携帯を持っていないお子さんも結構いらっしゃるので、お母さんの携帯を使った場合に履歴が残ってしまってお母さんに気づかれてしまうといった不安もあるから、なかなか電話ができないんじゃないかという声もありました。

【委員長】

私の場合は、最初に口火を切るときに、たまたまNHKで不登校の関係の特集がありまして、これは委員からも既に指摘されていたことなんですが、不登校に対する子どもの受けとめ方と学校側の受けとめ方が正反対だと。つまり、子どもの側は不登校の原因を常に教員に求めている。それに対して学校側はむしろ子どもや家庭の側に求めている。そのすれ違いについてNHKが特集していたので、「どうかい？」と子どもたちに聞きましたら、もろに子どもたちは、先生たちにいろいろあって不登校になってしまう原因があったと。ある子は、「あなたがこういうことをするのはひとり親だからだ」というふうな言い方で傷つけてしまったり、不登校の子たちに対して先生が「いつになったら学校に出てくるんだ」みたいな言い方をして、傷ついたとか、そういう先生絡みのことが随分出ました。

ただ、これは委員からも出ていましたけれども、先生たちも非常に今疲れているんですね。ですから、子どもたちのそういう状況をきちっと把握、配慮して対応できるような余裕を失っている。つまり、教員側にも対応しなければいけない面があるんだなという感じがしました。

もう一つ大事だったのは、子どもの権利に関するガイドブックを事前に委員から参加者へ配付しておいていただいたので、その感想を聞いたんですが、もろに出てきたのは、児相の一時保護があまりにもひどい扱いだったということです。全く子どもの意見を聞いてくれないとか、理不尽な扱いを受けていた。本当に確認してみたいんですけれども、半年以上、児相の一時保護所にずっといさせられたみたいな話まで出ました。これは児相の問題ですので、直接武蔵野市がかかわるわけではないんですが、市内の子どもが実際に経験したことでしたので、ぜひ子どもたちの声をもっと反映しなければいけないなということ

を感じました。

【副委員長】

やはり感想を聞くと、さらに具体的にわかるような気がします。

(2) 今後の検討スケジュールについて

【副委員長】

続いて、議事(2)「今後の検討スケジュールについて」に関しましても事務局から説明をしていただき、その後まとめて質疑を行いたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

資料4「今後の検討スケジュールについて」をご覧ください。本日第5回委員会以降の検討スケジュールの予定についてご説明いたします。

本日第5回委員会と3月9日の第6回委員会で条例骨子案の検討をいたします。ここで検討委員会として骨子案を取りまとめていただき、その骨子案について3月29日の「Teens ムサカツ2022春」にて子どもからの意見や感想をもらいたいと考えています。4月以降は、4月中旬に第7回委員会を開催し、子どもの意見等を反映させ、骨子案を完成させます。5月から6月にかけて骨子案についてパブリックコメントや市民意見交換会などを行い、6月から8月にかけて第8回、第9回検討委員会でパブリックコメントの意見について検討を行い、骨子案を修正いたします。委員会としては、8月ごろの第9回委員会が最終回となります。第9回の委員会までに取りまとめた骨子案の考え方を報告書にまとめ、9月に委員会報告書を市長に提出いたします。委員会報告書を受けて、9月から11月にかけて市で条例素案を作成し、12月に素案についてのパブリックコメントを行います。年が明けて令和5年1月から2月にかけて、パブリックコメントを受けて市で条例案を作成、令和5年第1回定例会に議案の上程を行うことを予定しております。

また、一番下の(※)にありますとおり、子どもの権利擁護機関に係る部分については、相談機関の窓口の設置の準備や、子どもの権利擁護委員及び相談・調査専門員の選任、施行規則で制定する救済申し立て手続き等に係る詳細や、市民、子どもへの広報・周知期間なども鑑み、令和6年度以降の施行とする予定です。

今後の検討スケジュールについて、事務局からの説明は以上です。

【副委員長】

ここまでの議事につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、ミュートを解除して

お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

例えば、今の子どもの居場所の利用者との意見交換についてもっと話を聞きたいとか、せっかくなのでここをもうちょっと聞いてみたいなどがありましたら、お願いします。

【委員】

1の高校生2名と市職員3名の話し合いのところですけども、これはプレーパークにてお聞きになったということでしょうか。下の文章に出てくるので。

【事務局（子ども子育て支援課）】

プレーパークも利用したことのある、チャレンジルームにも通っていたことがあるという経験をお話ししてくださいました。

【委員】

例えば、どういうふうに入選をなさったのか。

【事務局（子ども子育て支援課）】

こちらでお願いしたというよりも、地域の方から「子どもが直接市に意見を伝える機会を設けたい」というお話をいただき、入選などもそちらにお任せさせていただきました。

【委員長】

ちょっと補足しますと、私は特にこれには参加していないんですけども、できるだけ市の子どもたちの声を反映させたいということで、職員がこういう形で子どもの声を聞いたものもぜひデータとしてこの条例づくりに生かしたいという趣旨でございます。今後ともいろんな子どもたちの声を反映したい。広範にいろいろ子どもたちを集めてということではなかったみたいなんですけど、非常に貴重な発言をいただいたと思っております。

【委員】

市内学習支援事業の子どもたちとの意見交換の最後の部分に見相の話が書いてあるんですけども、これはすごくびっくりな話で、見相でこんな目に遭うんだと驚いたんですけども、こういうことは今回の条例でどう扱えるんですか。

【委員長】

見相と武蔵野市との直接的な関係で対応することは難しいんですけども、実際に市の子どもたちが一時保護を受けるときの警察の対応についても、非常に子どもたちから不満が出ていました。本当に半年も留め置かれたのかということもちょっと確認したいんですけども。

いずれにしても、家庭内のトラブルに関する処理だけではなくて、非行対策的な面も含

めて警察が補導に入っていたようなんですね。市の子どもたちが日常的に対応している行政との関係で、できるだけ把握をしておきたいということだと思います。直接児相の問題をここで議論することは、条例との関係で言いますと非常に難しいかなとは思っております。

もうちょっとつけ加えれば、私が今所属しているのが目黒区なんですけれども、23区は各区で今児相設置の準備に入っておりまして、実際には世田谷区や江戸川区は既に設置されましたけれども、一番大きな問題は子どものアドボカシーで、一時保護にある子どもたちの意見をどうきちっと受け入れるかというのが大きな課題になっていることは間違いありません。

【委員】

なぜそういう話が出たかという、委員長がいらっしゃる1週間前から、彼女たちは子ども条例のことが書いてあるハンドブックをお家で何度も読んで、それをまた持ってきてくれて、委員長と話しながらチラチラと見たときに、じゃ、一時保護のときの扱いは実際にどうなるんでしょう、私たちの子どもの権利は今後ちゃんと守られるんでしょうかといっ、ぽろぽろと話し出した内容だったのです。実際に照らし合わせてみると、書かれていることと全く違ったということでそういう本音が出たんだと思います。だから、委員のおっしゃる意味も何となくわかります。

今後どうそれを守っていくかについては、子どもたちは、自分たちがこうだったから今後子どもたちにそういうことはしないでほしいということだったのかなと私は受け取りました。

【委員】

脱線しますけれども、こういうのはどうしたらいいんですか。

【副委員長】

委員長と事務局、お願いできますか。あと、もしご存じでしたら委員もお願いします。

【委員長】

今、23区に児相が入っていく流れができたのは、結愛ちゃん事件からなんですね。5歳児の女の子がノートに書き込んだやつです。品川児相の結愛ちゃん事件への対応のまずさがあって、やっぱりもっと身近で児相の活動が必要だと。結愛ちゃん事件のとき、品川児相の対応のまずさが言われていたんですけども、目黒区は手が出せなかったんです。

ですから、確かに児相の問題なんだけれども、もうちょっと武蔵野市も、子ども家庭支

援センターなどを通じて対応していくということはあり得ると思うんです。その辺、子ども家庭支援センターと児相との関係を調整していくような問題を少し条例で考えてみる必要があるかもしれません。

【委員】

制度としては、今、各児童相談所に弁護士などが視察委員として入っていて、第三者的な立場から、例えば入っている子どもたちから直接意見を聞いたりといった監視活動はしていて、意見書を出しています。たしかこの5年ぐらいの制度だと思うので、そういう新しい動きが出てきて外部の目が大分入るようになってきているところはあると思います。

ただ、他方で、やっぱり児童相談所というのは非常にシビアなところというか、子どもたちはなかなか難しい状況にあるところで、入ってくる児童も、いわゆる被虐の子もいれば、少年非行を犯した年少の子もいたりします。その中で、子どもたち同士の接触などはなるべく避けたり、どうしても学校に行けないのでずっといるといったことがあって、そもそも体制として無理があるような感じもしています。

あと、大体いつも定員オーバーという状況で、住環境としてもプライバシーがなかなか守られない、かつ人数が多いという制度的な問題がそもそもあるんだろうと思います。

さっき委員長からもお話があったように、入った子どもたちそれぞれにきちっと弁護、擁護する立場の人がつけられる、必要なときにその子たちの代弁者がいるといったアドボカシー制度を確立していくことが恐らく根本的な解決になるであろうと思っています。

【子ども家庭支援センター担当課長】

一時保護や施設入所に関しての子どもの意見表明については国のほうで検討を進めておりますので、こちらの条例というよりも、国の中で全国的に検討されている状況になっております。

【副委員長】

よろしいでしょうか。なかなか納得いかないところもあるかもしれないんですけども、今度は中身について話していきますので、そこでも何か意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

(3) 条例骨子案について

【副委員長】

(3)「条例骨子案について」に入りたいと思います。

これまで皆様には、子どもの居場所といった条例の重点課題について個別の検討を進めていただきましたけれども、今回からは、その他の課題も含めた条例全体の骨子案をまとめる検討に入りたいと思います。この骨子案を検討するにあたりまして、委員長から幾つか資料を提出していただいております。委員長、早速ですけれども、資料のご説明をよろしくお願いいたします。

【委員長】

まず、条例骨子案の中身の問題以前に、その審議の進め方についてご提案をさせていただきます。コロナ禍の中で委員会の会議日程、時間が非常に制約を受けましたので、きちっとした議論ができるように工夫しながら進めさせていただければと思います。

まず、資料5「検討委員会における審議の流れ」をご覧ください。先に事務局がつくった資料を私なりにまとめ直したものでございます。

基本は、今の私たちの委員会の当面の目標は、あくまでも5月から6月に設定されているパブコメにかけるべき条例骨子案を5月以前に作成することが求められています。その委員会は今日を含めて3回しかございません。この3回の委員会で5月のパブコメにかけるべき骨子案をつくらなければならない。そのためには、少なくとも3月と4月のあと2回の中で骨子案のたたき台をつくって審議をするしかないと考えております。いきなりたたき台がパブコメになるわけではございませんので、委員会で最低2回はもみたいと思っております。

したがって、今回の会議は、たたき台をつくる準備をする会議と考えていただければと思います。審議時間は非常に限られておりますので、できるだけ皆さんの関心のあるテーマでの審議を優先して、それでも足りない分については、この後の委員の方々へのアンケートで補いたい。以前にも一回委員アンケートをさせていただいていますが、今回も骨子案をつくる上でどうしても言っておきたいことはアンケートに出していただいて、それを事務局と私たちのほうで分析させていただいて、何とか一次的なたたき台を作成させていただけないかと思っております。

今日の取り組みとして、大きく2つございます。1つは、骨子案の中身というよりも、それを審議する検討項目全体を確認することです。落ちがないように、これだけ審議すべき項目があるんだという枠を全体として確認することが第一の作業です。

2つ目の作業は、その全体の枠の中で優先順位を決めて、検討項目に関して委員からできるだけ意見をいただくということで骨子案のたたき台に反映させていきたい。審議がで

きなかった分については、すみませんが、アンケートで後でお答えいただくという形で今回は進めさせていただきたいと思います。

まず、その進め方について確認をお願いいたします。

【副委員長】

今後の審議の流れについて整理いただきましたけれども、皆様、よろしいでしょうか。

それでは、委員長、先ほどのお話では、まず骨子案の検討項目について審議するということでしたけれども、本日ご提案いただいている項目一覧についてご説明をお願いします。

【委員長】

資料6を見てください。

今まで素案とか骨子案がありましたが、今日はまず、骨子案を作成するための検討項目を確定する作業を前半にやらせていただければと思います。主な条例骨子案の審議事項を指しております。この項目は要らないんじゃないかとか、あるいはこれを入れてほしいとか、そういう議論を今日やらせていただければと思います。

条例骨子案の全てが検討事項になるんですが、時間の関係上、優先順位を決めざるを得ないので、大きく2つの枠組みをつくりたいと思います。1つは、委員の関心が高く十分審議を尽くしたいと考えている検討項目で大きな枠組みをつくり、もう一つは、ここでそんなに審議しなくてもいいというか、委員長預かりあるいは事務局で一次的なたたき台をつくってもらって必要の範囲内で審議する検討項目に分けて今後検討していきたいと思っています。

今回、検討項目をA～Gまで、その記号に合わせたナンバリングで表現させていただいております。この中で十分審議を尽くしたい項目は、C項とE項です。C項は「保障すべき子どもの権利（その理念・目的・考え方）」。その権利を保障していくための仕組みをどうつくるかというE項「子どもの権利保障の仕組みを創る（制度・条件整備・行財政等）」。この2つは、いわば子どもの権利条例の根幹にあたる部分ですので、CとEについてはぜひ今日も含めて集中審議をさせていただけないかと思っております。

そして、残ったA「前文」、B「総則」、保障主体のDも「総則」に大体含まれる部分です。Fは既に検討してきた暴力の問題、オンブズの制度の問題で、これは事務局から提案させていただく予定です。子ども計画の策定、推進、評価のG項も、事務局から今日報告をお願いしています。いずれにしても、この項目については、ある程度こちらでたたき台をつくらせていただいた中で皆さんに吟味をいただければと思っております。

今日はそういう大きな枠組みの中で、この項目はなくてもいいんじゃないかとか、これが欠けているのでこういう項目を入れてほしいとか、そういう点についてまず確認をさせていただくことが前半にお願いしたいことです。よろしくお願いいたします。

【副委員長】

ただいま委員長から、審議の進め方として、まずは条例骨子案における検討項目について精査したいというお話をいただきました。

それでは、委員の皆様から、委員長にご提案いただいた項目一覧、資料6に基づくものについて、こうした項目も追加する必要がある、あるいはこの項目は削除したほうがよいといったご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

私からは2点ございまして、もしよろしければ、皆様が意見をまとめている間に私が申し上げたいと思います。

1つは、大人への移行支援があってもいいんじゃないかと思っております。大人になっていくための支援、英語だとトランジションと言われます。

小学生と高校生では、置かれている状況もライフステージも違うと思いますけれども、「子ども」という言葉でひとくくりにして、18歳を過ぎるといきなり「大人」となってしまうことに対して、イギリスのヤングケアラー支援の現場では、16歳、17歳のうちから、大人になるためのサポートを必要とする子どもたちに対して履歴書の書き方とか進学相談などが行われています。それは家庭がやるものと思われるかもしれないんですけども、家庭が必ずしもそれができない場合もあります。

そういうときに、大人になっていくための支援、特に16～17歳、ぎりぎりの18歳のところに焦点を当てた項目が1つあってもいいのではないかというのが私の意見です。小学生と一緒にしてしまうと、そこで見えなくなってくるものがあります。自分の話を聞いてもらえるだけではなくて、具体的にどうするのか。進路とか人生の岐路に関する決定が迫っている年齢に対しては、それに合ったサポートも必要ではないかと思っています。

もう一点は、E-6「子どもを支える人びとの支援」と関連するかもしれませんが、ここは基本的には子どもを支える専門職、あるいは子どもとかかわる方々の話だと思うので、ここじゃないかもしれませんが、私は家族も入ったほうがいいんじゃないかと思っております。

委員長は、川崎市で子どもの権利条例を作られた時と今回は随分と違うと繰り返しおっしゃっておられますけれども、今、余裕がさらになくなってきたこの時代において、大人

もいろんな役割を担わなくてはいけなくて、すごく余裕がなくなってしまっている、ということが端的に現れていると思います。子どもの権利を守るというときに、本来であればお母さんがやってくれたはずのことが、お母さんはできるのだろうか。例えば、私は今ここで会議の場にいますけれども、会議に出ていることで、家での「お母さん」の役割はできていないんですね。子どもの夕食はどうしているのかという感じですがけれども、本当に父子家庭だったらどうなるんだろう。そういう感覚で子ども支援とか家族支援を考えていく必要もあるんじゃないかと私自身は思っております。

皆様、ほかにご意見がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】

前文の前文、Aのゼロ番からかもしれませんが、今の社会の現状とか、子どもたちを取り巻く現状とか課題、例えば自己肯定感が下がっているとか、能動性の危機とか、権利と義務は対じゃないとか、イミダスの委員長論文にありましたね。そういう前提の部分を「A 前文（なぜ一条例制定の理由）」に書き込んでおいたほうが、理由がはっきりするんじゃないかなと思います。

あと、E-1の右のページに「学校内の子どもの居場所づくり」があるんですけども、「学校が子どもの安心できる場所であることの重要性」から「少人数（20人程度）学級とインクルーシブ教育の推進」までは、居場所ではなくて学校に関することですね。

【副委員長】

今、資料7のE-1の右側のところの説明ですね。委員長、いかがでしょうか。

【委員長】

資料7の説明はこれからで、今は項目を確定したいのですけれども、委員の提案は、項目として今提案されたと考えてよろしいでしょうか。

【委員】

では、後半の部分は要らないです。前文の前文のことだけで。

【委員長】

自己肯定感とか現状の問題は、資料7の視点・論点でそれなりにカバーさせていただいていると思いますが、おっしゃるところはできるだけ盛り込みたいというつもりで資料7もつくらせていただいております。

【副委員長】

では、資料7のところでもさらにそこに関する議論をするという形でよろしいでしょう

か。

資料6につきまして、この項目が入ったほうがいいんじゃないかとか、この項目はもしかしたらなくてもいいかもしれないとか、そういうご意見があったらという委員長のご要望だったと思いますけれども、何かありますか。

【委員長】

副委員長のご提案について、私たちが今やっている枠組みの中で言うと、子ども支援から若者支援につないでいく流れの中で、例えば居場所の問題ですと中高生の居場所をどうするかとか、子どもの休む権利の中では、自分を取り戻すための休みを欲しいとか、若者が社会的自立を目指すときの支援の仕方は大変重要なテーマで、今回の検討項目はそれが分散してしまっている可能性がありますから、副委員長がおっしゃるような大人への移行期の若者支援の項目を1つ起こしておいてもいいかなと思います。

【副委員長】

ほかにありますか。

もしなければ、今のお話につけ加えて、私は、中高生の児童館「ゆう杉並」を見てきました。たくさんのスタッフの方々が子どもに声かけをされていて、その子たちの得意なことを生かして、人の役に立ったという機会を一生懸命つくるようにしておられるんです。その経験がその後大人になっていくときに役立っているんだなと感じるところがすごくありました。そういう意味で、かかわる大人の声かけが本当に意味を持ってくると思いましたし、もしかしたら小学生のときと若干かかわり方は違うのかもしれないと思ったところもあるんです。もう半分大人であることを想定して、それを尊重しながら意見を聞いて、決定権を与えていくということがもたらす自己肯定感が大事なのかなと思いました。

【委員】

Gで計画の進捗とかを管理されると思うんですけども、計画じゃない部分で、条例がちゃんと履行されているかというのは。

【委員長】

G-3は、あくまでも実際に計画を施策として実施した結果の評価・検証です。

【委員】

計画ではなくて、条例の履行についてはチェックされないんですか。

【副委員長】

つまり、子ども計画が実際にやってみてどうだったかというのではなくて、きちんと条

例が守られているかどうかのモニタリングが別にあったほうがいいかもしれないということですか。

【委員】

そうです。権利条約の 43 条でそういうことが書いてあったので、こちらにも要るのかなと思いました。

【子ども子育て支援課長】

推進体制については、資料 7 の委員長の説明があったときに、資料 9 で補足としてまたご説明させていただきたいと思っております。

【副委員長】

もしかしたら資料 7 も一緒に話してしまったほうが話しやすいのかなと思います。今うなずいてくださる方も結構いらっしゃるので、もしよろしかったら、資料 7 に入って、そこで審議の時間を長くするのはいかがでしょうか。確かに、項目だけより、それを裏づける材料があったほうがやりやすいなと思います。

では、委員長、具体的な内容にあたる資料 7 の説明をしていただけますでしょうか。

【委員長】

それでは、項目の大きな枠組みはご了解いただいたということで、先ほどお話ししたように、皆さんの関心が高く、かつ議論をしていただくことが重要だと思われる部分をまず重点的にご説明させていただいた上で、時間の範囲内で残りの項目についてもご説明をさせていただきます。説明については、私のほかに、特に F 項、G 項は事務局にお願いいたしますし、委員からは施策に関連した部分で意見書が出されておりますので、委員からも提案をお願いするという形で進めさせていただきます。

まず、十分に審議を尽くしたいと先ほど申し上げた、条例の根幹にあたる C 「保障すべき子どもの権利」と、E 項「子どもの権利保障の仕組みを創る」、大きく 2 つの領域の説明をさせていただきます。

C 「保障すべき子どもの権利」は、A 3 資料の 2 枚目の下からです。どういう権利を条文に盛り込むか。どういう制度や施策を進めていくか。どんな権利を保障していくのか。その目的のところはとても大事です。前から何度か委員会でもご意見を差し上げましたが、子どもアンケートで 8 割近い子どもたちが求めている、三大権利と言っている「安心して生きる権利」、「戦争に巻き込まれないで平和に生きる権利」、「差別されない権利」は、ぜひこの条例にも盛り込んでいきたいと思っております。ユニセフがつくっている条約上の

権利カテゴリーは生存、発達、保護、参加ですが、これは理念として踏まえるぐらいでいいかと思っております。

これまで皆さんから出てきた権利の問題で言うと、「安心して生きる権利」については関連する権利がかなり含まれます。「安心して相談でき、救済される権利」、「医療を受けられる権利」、「愛される権利」といった権利は「安心して生きる権利」の枠組みの中に組み込むことができるんじゃないか。

「国民的、民族的な差別禁止」、「名前・国籍を持つ権利」、「宗教による食や習慣の違いへの配慮を受ける権利」といった皆さん方から上がっていた権利は、「差別されない権利」の中に組み込むことは可能ではないか。

3つ目は「自分らしく生きる権利」。15～17歳の子どもたちを念頭に置いた「子どもたちが将来自立して生きるための資質・能力を身に付ける権利」、「やりたいことを自分で選択できる権利」、「職業を自分で選択できる権利」、「門限を自分で決められる権利」、「身に着ける物の違いへの配慮を受け、好きな服を選べる権利」は、「自分らしく生きる権利」という枠組みの中に組み込むことが可能ではないか。

私たちの調査では、特に中高生世代で今一番悩んでいるのは、自分をなかなか見出せない、自分を取り戻すために休む権利が欲しい。これは前から問題となっている子ども特別休暇制度との関係で、子どもたちの休息する権利は自分らしく生きていくために欠かせない権利になってきているのではないか。みらいるでのヒアリングではまさにここが注目されたと思います。

このほか、意見を表明し、参加する権利、遊ぶ権利、学ぶ権利を含めて、大体7～8つぐらいの権利をこの条例に書き込むことが可能なのではないか。

あと、いじめ予防事業のベースとなっている「子どもの権利としての安心・自信・自由」、これはCAPのプログラムと共通するんですが、先ほどの「安心して生きる権利」のほかに、自信を持って生きるとか、自由に生きるといった部分も参考にしながら検討いただければと思います。

1つだけ追加させていただくと、子どもたちの要求の高かった「戦争に巻き込まれないで平和に生きる権利」について、武蔵野市は平和の日を設けていらっしゃって、子どもたちも非常に関心が高いので、ぜひ条例に入れたいと思うんですが、条例の本則に入れるにはちょっとなじまない権利かなと。こういうものは大体前文で設定可能なのではないかと思っております。これはまた改めてそういう方向で検討していただければと思います。

Cについては以上にしておいて、もう一つの本題、E項です。6ページの最後のところからです。

これからさまざまな制度、仕組みについて皆さんに議論いただくことになるんですが、今日あらかじめ念頭に置いていただきたいのは、子どもの権利保障にはいろんなレベルがあるんですけれども、個別の事業とか施策、計画は非常に短期で、せいぜい3年とか5年ぐらいの範囲の中で実施されていくのですが、これは直接条例の対象にはなりません。条例はもっと長いスパンで子どもの権利保障を進めていく。制度、仕組みをつくっていく部分と、一般の事業や施策、計画との違いをまずあらかじめ皆さん方にご理解いただければと思います。

個別の事業でこれはぜひやってほしいから条例にも入れたいという気持ちはわかるんですが、これは条例事項ではない。あくまでも制度、仕組みの新設や改廃等が条例で、つまり議会を通して実現できます。したがって予算がかかりますし、長期的な展望が必要になりますので、そう簡単ではない。そうすると、行政の立場ではすぐには無理だという議論に必ずなるんですね。その場合に、すぐには実現しなくても、近い将来制度化をすることを想定して、それを方向づける指針的な規定を条例に盛り込むということは結構あるやり方です。ですから、こういう制度が必要だということは大胆に言っていただきながら、今すぐには無理だという場合は指針的な表現にする。この前、教育委員会との打ち合わせで、条例上すぐにやらなければいけない法的義務、何々しなければならないという規定ではなくて、何々に努めるものとするという努力義務の規定で対応することもあり得るだろうということを話し合っ、制度化への道をできるだけ広げてほしいという注文をつけさせていただきました。

そういうことを前提に、E-1「子どもの居場所」から申し上げます。居場所の問題については第3回の検討委員会でかなり議論し尽くしたところがありまして、ある程度共通認識になったのではないかとというのが骨子案の項目として左側の★に書かれています。具体的な制度的仕組みは全部右に寄せております。居場所については、子ども専用の居場所、子どもとおとな共用の居場所、学校内の居場所。最後の学校外はE-4に移しましたので、ここは削除しておいていただければと思います。

子ども専用の居場所については、先ほど「ゆう杉並」の話が出ましたが、メモにありますように、国連からも、日本の子ども、若者は過度の競争主義によって非常に心身に悪影響を与えられているから競争主義をもう少し緩和するよという勧告をもう3回受けて

います。

先日、東大の会場で名古屋の高校2年生が大変な事件を起こしました。優等生で勉強ができる子が、東大受験を諦めようかという非常に追い詰められた気持ちでああいう事件になったということが報道されています。もちろんコロナの影響もあると思いますが、競争主義が余りにも過剰になって中高世代が非常に今苦しんでいる。中高生の世代に向けた居場所について本当に真剣に考えていく時代に来ているのではないかと思います。

それから、この委員会でかなり話題になった、コミセンで子どもたちが早く家に帰りなさいと言われてしまう。施設を運営している大人、特に高齢者と子どもたちとの折り合いがなかなかつかない問題。私は高齢者と子どもとの共存・共生の道を考えられないかというのを提案させていただいているんですが、共用施設での居場所をどう考えていくか。

もう一つ大事なのが学校内の居場所です。ヤングケアラーの問題も1つ象徴的ですが、子どもたちが安心して相談できる場を学校の中にもつくっていく必要があるだろう。こういった問題を議論していくのが居場所の中での制度論ではないかと思います。

あと、できるだけポイントを押さえていきます。E-2「子どもの相談（安心してつながる、関係づくり）」は居場所と非常に関係が深いんです。今、子どもたちが孤立して、SOSや悩みが大人の側になかなか伝わってこなくて、若者が自暴自棄で事件を起こすことが後を絶たないわけですけども、子どもたちの悩みをきちっと受けとめていく相談の仕組みは今居場所型になってきているので、つながりをつくる居場所をどうきちっと支援していくか。そこで子どもが安心して相談できるためには、子どもたちの個人情報を守られるという問題と、特に学校に居場所をつくる場合に情報共有を基本とする学校との関係が問われると思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの守秘義務、専門性を担保する仕組みができるのか。特に学校の中の居場所を考えるとときにはこういう制度的な問題をクリアすることが非常に重要だろう。

それから、ダメージを受けている子どもたちがなかなかSOSを出せない場合に、大人の側が気づいてあげる。プレーパークのスタッフの方が言っていたのは、気になる子どもたちとつながることがとても大事だと。子どもがなかなか言い出せないことに周りが気づいて救済へつないでいく相談活動も今後非常に求められているのではないかと思います。

E-3「子どもの参加」です。子どもの参加の制度的な問題で一番大きいのは、実は意見を聞くことと意見を尊重することとの違いです。権利条約の12条は子どもの意見の尊重という見出し語をつけていますが、意見を聞く場をつくれればいいというのではなくて、

聞いた意見をどれだけきちっと実現できるか、意思決定へどこまで参加できるかがポイントなんですね。そういう意味で、意思決定への参加は、自分自身の成長にかかわる意思決定と、主権者、市民として社会参加していく場合の意思決定の両面で仕組みを考えていく必要があるだろう。

市民参加については、子ども議会を設置するという議論。構成員としての参加は、学校協議会の子ども参加型の運営の仕組み。子ども、教職員、保護者、住民等の四者で協議するのは欧米型の運営形態で、川崎市がそのモデルですけれども、武蔵野市でも検討できないか。いずれにしても、今後、参加の仕組みについてかなり検討が必要になるかと思えます。

もう一つ、子どもの参加で落としてならないのは、今の子どもたちが本当に参加できるのか。十分な参加は無理ではないかという見方もかなり強くあります。それは、今の子どもたちが非常に受け身で、めんどろ派というんでしょうか、あきらめ派というんでしょうか。私もイミダスにも書かせていただいているんですが、今の子どもの現状は、決して意見表明・参加を進んでできるような条件にない。その場合には、やはり支援する仕組みが非常に重要です。現代的な課題として、子どもたちの参加を推進していく支援システムをどうつくるかというのも重要な課題だろうと思えます。

E-4「多様な学びの場の保障」。基本は、かつての不登校支援から多様な学び支援へ。どちらかといえば学校復帰を前提とした不登校支援が特に教育行政の基本でしたけれども、もう不登校支援ではなくて、学校外の多様な学びも選択肢とする。少なくとも子どもたちの学ぶ権利を保障するという視点から支援の施策を基本的に捉え直していくという方向が今後のこの分野での制度論の中心になるだろうと思えます。

委員からこの部分についてのご意見をいただいております。紹介しますと、こういう多様な学びのオプションについて、通う子どもや家庭に、通所への経済的支援をぜひお願いしたい。公立の小中学校義務教育は無償制で、私学も助成金が入っている中で、フリースクールだけ義務教育段階でも有償で、全く不公平になっている。その意味では、学校外の学びの場にも経済的支援が必要ではないかということです。これを条例上どう書き込むかについては、まだそこまでなかなかすぐには難しいという教育委員会の認識もあるようですので、その場合には努める規定にするとか、あるいは将来の方向性としての指針を示すとかいうことはあり得るのではないかと思います。ここでは、多様な学びについての経済的支援のあり方が問われるだろう。

E-5「個別のニーズを持つ子どもへの支援」については、委員から意見書が出ておりますので、後で補っていただければと思いますが、一言私から申し上げます、障害のある子どもだけではなくて、外国籍の子どもや、先ほどから話題にしていますヤングケアラーの問題、あるいは貧困の問題、さまざまな問題を抱えている子どもたちを包括的に解決できるような支援の方向性、インクルーシブという言い方をしますが、そこを前提に障害のある子どもに関する権利保障も検討していきたいと思っております。

詳しくは委員からの意見書を後でご紹介していただければと思います。そこから協議を始めさせていただければと思います。

E-6「子どもを支える人びとの支援と連携」です。子ども支援者の支援です。特に、カウンセラーやソーシャルワーカーの中に整備されているスーパーバイズの制度はとても大事だと私は思っています。教員や保育士の中に現場の実践の支え手がいるという仕組みは、もっと広がっていいのではないかと。それから、子どもたちの自発的な活動を支援していく、子どもの持っている力を引き出していく支援の専門性をもっと高めていくための研修制度がすごく大事だろうと思っておりますし、NPOの問題で言えば、公的支援、助成金制度も視野に入れた仕組みも考えていく必要があると思っております。

以上、CとEで今後議論していただけたところを中心に、私なりの問題提起、論点・視点を提示させていただきました。前文から総則、A、B、D、Fは私からざっとで、あとは事務局にバトンタッチして、最後に委員にとという流れです。

まず、前文については、先ほど委員からも提案がありましたとおり、子どもたちの現実から出発するという方向でメモをつくっております。特に「自分らしく生きる権利」と「安心して生きる権利」は、多様性の時代にあって非常に重要な部分だろう。

それから、先ほどの家族の支援の問題にかかわって言えば、あくまでも子ども条例は、子どもの権利を社会的に保障していく仕組み、地域社会で支える仕組みを目標にしていて、家族や学校なども支えていく立場であることは前文に指摘しておく必要があるだろう。

あと、もしうまくいけば、ムサカツの子どもたちの声、言葉を前文の中に生かせないかということも検討させていただきます。

総則は最後に詰めるということによろしいかと思っております。

Dの保障主体には、もともとの原案に市民と事業者を加えさせていただきました。そういうことを踏まえてメモをつくっておりますので、参考にしてください。

Fは、安全、安心という視点で、特にいじめの問題も含めて事故が起きた後、被害者の

意向をきちっと尊重した事後対応をすることが今非常に問われているので、F-1「こどももの事故の防止、事後対応」の項目を増やしました。

F-2は、一般の暴力の防止だけではなくて、精神的な暴力、尊厳を傷つけられてしまうような暴力の規制の仕組みに特化したものを条例に盛り込めないか。特に子どもオンブズの役割はここにあるんじゃないかということを提示させていただこうと思います。

F-3「虐待の防止」。これも先ほどから議論があった児相の一時保護以前に、もっと軽微の虐待の時期に支援できる仕組みを公民連携でできないか。特にシェルターのような宿泊型あるいは里親型の居場所づくりもあっていいのではないか。

F-4「いじめの防止」については、全体的に大人が子どもをいじめから守るという視点が強過ぎる面があったので、むしろこの条例では、子ども自身が解決主体として助けを求め、SOSを出せるような支援の仕組みをどうつくるかということを示唆させていただきたいと思っています。

その後のオンブズ制度については事務局が資料8をつくっておりますので、そちらにお任せしますし、先ほどから問題になっている計画についても資料9で事務局が用意しておりますので、この辺はお願いしたいと思います。

以上、私のほうからの話を終わらせていただきます。

【副委員長】

資料の中で、委員からの意見書と事務局からの別紙資料について触れられていましたので、もしよろしければ、委員と事務局から補足の説明をいただければと思います。

【委員】

時間もないでしょうから、簡単に報告いたします。A4両面で資料を出させていただきました。本当はもっと早い段階から出さなければいけなかったんですけども、こんな時期になってすみません。

障害のある子どもについて、多くの権利条例の中で原理原則はもっともなんですけれども、やっぱり障害があるがゆえのハンディがあって、健常の子どもたちと比べて、そこに落差があるんじゃないかなと思います。

それから、障害があるだけではなくて、先ほど委員長がおっしゃったように、個別的な配慮が必要な経済的な困難さとか性的マイノリティについても、単に障害という視点だけではなくて、多数派に入れたいといいますか、少数派の人たちの権利を擁護する視点は具体的な施策の中にきちんと入れておかないと、大きな権利の獲得から外れてしまうんじゃない

ないかと思えます。

資料では、どんな課題があるかということを経験から少し触れてみました。障害があることがハンディとなって、当然受けられる権利が阻害されて、健常の子と比べて特別な配慮を必要としている点として、「参加する権利の阻害」、「差別」、「虐待」、「社会的養護や教育、ケア不足による『育ち』や『発達成長』のハンディ」、こういうのは二次障害と呼ばれたりもします。本来持っている一次的、基礎的な障害プラス、育ちとか学びとか経験の不足によって二次的な障害が発生して、さらに障害が重たくなってしまったというハンディもよく言われています。

「様々な制度、機関、関係者等の間での関係の不統一性、非連続性、情報共有の不足などによる適切な支援の不十分さ」と書きました。ちょっと抽象的ですがけれども、障害児はさまざまな機関にかかわります。出生時とかゼロ～3歳は保健衛生、母子保健といった立場で、3歳以降は幼稚園、保育園、それから障害児療育の機関にかかわります。学校に入ると、今度は普通学級、特別支援学級、特別支援学校ですね。放課後等デイサービスは、教育とはまた違う、福祉の視点からのサービスです。あと、当然教育、更生といった部分も入るでしょうし、さまざまな機関がゼロ歳から18歳までの間にかかわって、そこに縦割りの弊害があって情報共有とか支援の非連続性があると、それが適切な発達成長を阻害してしまうのかなということを感じています。

あと、障害児をケアする家族、親御さんとか兄弟姉妹といったケアする人たちの困難性、ジレンマです。ひどい形になると虐待という形も当然出てきますし、経済的な貧困もあるでしょう。私も前に、「みどりのこども館」で発達障害の方の兄弟姉妹の方へのケアとか遊び場にかかわったりもしましたけれども、そういうところで兄弟姉妹の方の話をゆっくり遊びながら聞いていくと、あなたの兄弟に障害者がいるといった話をしたり、家庭でもなかなか遊びに行けないといった話も聞きました。

こういった課題にはどんな視点をとる必要があるのかを考えて、2のほうに書いてみました。

1つは、「インクルーシブ教育を基礎とした『バリアフリー教育』の推進」です。障害のハンディはもちろんあるんですけども、社会的なハンディをいかに少なくしていくかが重要で、そういった視点では合理的配慮という言葉が使われています。例えば、視覚障害であればガイドヘルパーがいますし、点字という手段もあるし、耳で聞くという手段で補える。聴覚障害の方であれば手話とか、車椅子の方であれば段差をなくすといった配慮

が合理的な配慮である。過度に、制度とか建物を全て建て直せということではなくて、できる範囲で、そこでできることを少しでも行っていくという、割と現実的な配慮という意味での合理的な配慮をもっと推進していくということが言われています。

それから、「子どもへの支援や教育等の面的統合性と経時的連続性」です。今言ったように、いろんな立場がかかわっていますので、そういった機関が連携して情報共有して統一的な支援を行っていくことが必要だと思います。

ここに日野市の例が書いてあります。私も何年か前に日野市の障害児教育・療育の相談機関を見学したんですけれども、そこでは「かしのきシート」というのがあります。もちろん強制ではなくて、ご家族の意思を確認して了解をとった上で、ゼロ歳から18歳までの障害を持ったお子さんがどういう医療機関にかかり、どういう支援を受けてきたか、シートに全部書かれて一目でわかるようになっている。学校に行くときにはそのシートを学校に引き継いで、学校に行ったら教員たちがそこにまた書き込んでいく。18歳以降はまたそれを大人のほうに引き継いでいく。そういう統一したシートを使っています。昔は紙ベースでしたけれども、今はデータベースにしているという話も前に聞きました。福祉とか教育とかいろんな分野の人たちがそこに記入して、支援の統一性といった試みがなされています。

あと、「通常学級での特別支援教育のスタンダード」という本を出しています。日野市の主に小学校の先生が、バリアフリーの視点の教育を進めるために、発達障害のある方への工夫だけではなくて、授業になかなかついていけない健常の子どもにも非常に役に立つ本を出して日々研鑽しているという事例を見ました。そういったところは非常に参考になると思います。

あと、ケアする人たちへの支援、意思表示支援、代弁機能の導入と継続です。障害のある方はなかなか意思を表明することが難しいことがあります。私は障害の分野で比較的長くやっていますけれども、最近は意思決定支援という言葉がよく使われます。もう少し中身を見ると、ただ決定すればいいのではなくて、意思形成支援が必要だろう。経験が少ないと、その経験の中でしか選択できないんですね。極端な話、ハンバーグとカレーライスしか食べた経験がないと、意思決定しなさいと言われてもAとBのどちらを選ぶかという話になるので、いろんな経験を積んだりいろんな人と出会って、意思の基盤となるものを形成していくところに支援が必要です。

それから、意思を表明するのはコミュニケーションです。なかなか言葉ではうまく表明

できないものを、身ぶり、手ぶり、表情、感情で表明する、あるいは行動、振る舞い方でその人の意思の表明を読み取るといった支援も必要です。そういったプロセスを経た上で最終的に意思決定支援ができ上がる。このサイクルをずっと繰り返していくわけですが、やはりハンディを持つ人たちにはそういったプロセスが必要だと思えます。

あと、オンブズマン制度もぜひ導入していただきたい。障害児の場合、多様な機関が介入していきますので、そこを包括したオンブズマンという形がうまくできるのか、なかなか大変だとは思えます。障害のほうはオンブズマンというよりは苦情解決というのがありますけれども、できたら障害児も対象となる、ハンディのある人たちへの特別な配慮をした上でのオンブズマン制度といったものを目指していただけるといいと思えます。

〈参考資料〉として、その背景となるそれぞれの条約を挙げさせていただきました。

【子ども子育て支援課長】

事務局からは資料8と資料9について説明をいたします。

資料8は、資料7の16ページ、F-5の「第三者的相談救済機関の創設」の補足です。ちょっと短めに、記載は、個別救済、制度改善、モニタリング（監視）、広報・普及啓発など、子どもの権利擁護委員の通常の役割についてまとめたものです。

そのほか、第2回の委員会で議論がありましたとおり、学校でのいじめに関する重大事態が発生した際の役割はございますが、こちらは通常の役割ではなく、一定の条件が重なった際の特定の場合の子どもの権利擁護委員の役割となりますので、こちらの通常の役割と並列して記載するとわかりにくくなるため、資料8には記載しておりません。今後、わかりやすく説明ができるように工夫をしてみたいと思っております。

資料8の説明は以上です。

続きまして、資料9「子どもの権利に関する条例の推進体制について」です。こちらは、先ほど委員からもご質問があったとおり、計画を検証していくのか条例を検証していくのかというところですが、市の施策には、5年ごとに策定される「子どもプラン武蔵野」というものがありまして、こちらの計画により実施されております。現在の「第五次子どもプラン武蔵野」は、令和2年4月から令和7年3月までの期間の施策の実施計画が記載されております。

1「子どもの権利に関する条例と計画の関係について」です。四角の中の記載のとおり、条例は、子どもの権利に関する市の基本的な考え方を示すものであると考えております。また、計画は、条例の考え方を実現するための計画期間における具体的な施策を示すもの

です。具体的な施策、事業は、原則として条例ではなく計画に記載します。

2「条例の推進体制に関する条例上の記載項目についての考え方（案）」です。計画の策定方法については、既存の「子どもプラン武蔵野」を条例の推進計画に位置づけるものと考えております。また、プランの策定には、市長を本部長とする既存の子ども施策推進本部のもとで策定をいたします。現在の「第五次子どもプラン武蔵野」は令和6年度末までの計画期間となっており、子どもの権利に関する条例が施行される令和5年度からは「第六次子どもプラン武蔵野」の検討が始まります。したがって、具体的な内容は条例制定後、「第六次子どもプラン武蔵野」を策定する際に検討していきたいと思っております。

(2)「計画の推進方法について」は、子ども施策推進本部のもと、市の各担当部署が推進していくものとしております。

(3)「計画実施結果の評価・検証方法について」は、既存の子どもプラン推進地域協議会にて実施いたします。下の図は条例の推進体制のイメージ図です。子どもの権利に関する条例を土台として、子ども施策推進本部のもと、「子どもプラン武蔵野」が策定、実施されます。子どもプラン推進地域協議会は、子どもプランの策定に関し意見を述べ、あるいは実施に関して評価・検証・提言を行っていくという仕組みです。

事務局からの説明は以上です。

【副委員長】

今、資料7についてのお話が長かったかと思えますけれども、委員長のお話ですと、今日は特にCとEを重点的に議論できたらいいということでありました。先ほど委員のお話では、E-5「個別のニーズを持つ子どもへの支援」のこともありましたし、不登校の子どもに対する教育の権利の話もあったと思います。特にCとEのあたりを重点的にということで、ほかの部分に関しましてもご意見がありましたらぜひおっしゃっていただきたいと思えます。

まだ今日ご発言いただいていない委員の方々もいらっしゃいますので、ぜひ武蔵野市の子どもが住みよくなるために、皆様のご意見をいただきたいと思えます。

では、お願いします。

【委員】

C-1、4ページの「自分らしく生きる権利」のところで、最初に「失敗する権利」と書いてあるんですが、この「失敗する権利」はとても大事だと思います。

実は昨日、本校で、私の卒業生なんですけれども、武蔵野市ではなく三鷹市の武蔵境の

南口でケーキ屋さんをやっている卒業生に学校に来てもらって、中学2年生に職業の話をしてもらいました。彼は紆余曲折があつて、自分でケーキ屋を立ち上げてオーナーシェフとして今活躍しているんですけども、その彼が、失敗してもいいんだ、失敗を怖がらないで挑戦することが必要なんだよという話を子どもたちにしてくれました。その言葉を子どもたちが聞いていて、すごく励みになったんじゃないかなと思います。大人の側は、小さい子もそうですけれども、他人と比較しない。誰々さんはこうだからあなたはこうなさいとか、誰々さんと比べてこうなんだとか、他人と比較しないことが大事である。そんなこともどこかに入れられたらいいなと思います。

あと、よく大人が子どもに「これができたらご褒美にこれをあげるよ」という言い方をしますよね。それもやっぱり子どもの失敗する権利を奪っているんじゃないかなと思うことがあります。聞いていてそんなことを思いました。

それから、先ほどの委員の障害児のことですけれども、武蔵野市は障害を持つお子さんに対する特別支援教室等は比較的充実しているのかなと思っています。中学校でも、四中に知的学級がありますし、一中には難聴学級もありますし、四中には肢体不自由の教室もありますし、第六中学校にはいとすぎ学級という、入院した子に対して学習を保障する学級もありまして、武蔵野市は比較的手厚くやっているのかなと思うんですが、ただ、1つだけ、武蔵野市は情緒に関する固定学級がないんですね。情緒の固定学級がないことによっていろいろな弊害があるのも事実です。

それから、特に中学校の場合には、卒業後の進路がかかわってきます。特別支援学級を卒業後にこういう進路があるんだよというのをどこかで具体的に保護者、子どもたちに示してあげて、安心して特別支援学級に行けるシステムをつくっていく必要があるのかなと思います。

【委員】

障害児の問題についてですけれども、私は不登校の子どもへの支援と同時に、実はインクルーシブ教育の推進をしております。障害という言葉は私はあまり好きじゃないんですが、いろいろな個性を持ったお子さんを分けるというシステムが、そもそも日本の考え方は遅れていると私は思っております。個別の困難を抱えるお子さんでも公立学校にきちっと通える支援、サポート体制をとり、どの子も公立学校に通え、困難を持っているお子さん、持たないお子さん、障害と言われるものがあるお子さん、ないお子さん、みんなが一緒に同じスペースで同じ場で学べるのが本来は差別のない世の中をつくっていく、インクル

ーシブな社会をつくっていくと私は思っておりますので、できましたらインクルーシブ教育の推進、実現を目指す文言を子どもの権利条例には入れていただけたらと思います。

【委員】

もしかしたら条例じゃなくて計画の中になるのかもしれないんですけども、私は、今、小学校で働いています。もともと居場所づくりを中心にやっていたので、いろんなお子さんを見ている中で学校に不信感みたいなものがあるって、学校って居場所じゃないと思っていたんですけども、学校で働いたときに、実は本当に子どもの居場所になっていた。外で居場所をやっていると、ある一定の子しか来なかったり、大人や保護者の方もその居場所をちょっと不審に思ったりする点もあって、なかなか子どもたちを網羅できないんです。

でも、学校は、言い方が悪いかもしれないですけども、子どもの預け先じゃないですが、誰もが不思議がらずに子どもたちを送り出せる居場所なんですね。なので、C-3の「子どものための権利広報・学習」をぜひ学校の中でやっていただいて、小さいころから権利があるんだよということを伝えていけば、大人になったときに、子どもには権利があるから子どもを大切にしようという気持ちが育っていくと思うんです。

私は子どもの権利条約は大人に知ってほしいとずっと思っていたんですけども、なかなかそこも難しい。なぜかという、私たちは権利条約で育っていないので、権利条約が何かよくわからない方も多し、いきなり子どもに権利があると言われても戸惑うというか、何で子どもに権利があるのかと思う大人の方も多しと思うので、本当に長く続けていくためには、子どものときから権利条約があるんだよということを植えつけていかないといけないんじゃないか。特に外の居場所はまだまだ制限というか限界があるので、ぜひ学校の中でこの権利条約を伝えていただきたいと思います。

【委員】

まず、全体的な感想です。子どもの居場所などを考えると、居場所としてのハード的なものが単体で機能していくんじゃなくて、条例というソフトの面とハード的な建物のところがうまく融合して、複合的な居場所として機能していけばいいのかなと感じました。

あと、子どもが休息する権利があったんですけども、例えば、小学校、中学校の夏休みなどの宿題が多過ぎますよね。これは本当になくしてもいいのかなという気がしています。実際、境南小学校では宿題をなくしています。先生にその後どうですかと聞いたんですけども、やってくる子どもはやってくるけれども、やってこない子はやってこない。それは従来どおり、あまり変わっていませんということなので、そういうところも大胆に

変えていくといいのかなと感じています。ただ、今年から宿題をなくしたので検証期間は
まだ短くて、その子どもたちが中学校に行ったときにどうなるかなというのはまだ疑問で
はあります。

そんなところです。

【委員】

E-5「個別の配慮を要する子どもへの支援」のところは、項目が非常に幅広になって
いると思います。先ほどの障害とか、貧困とか、外国籍とか、いろんなところに触れます
けれども、条例になったときに、それぞれの役割を持った人たちが、自分たちがかかわっ
ている子どもたちに関係していることなんだということがわかるような条例にするため
には、一つ一つがそれぞれ幅広なので、難しい部分があるのかなと感じます。項目出しはい
いんですけれども、条例にこれを一個一個書くわけにはいかないの、どういう表現にす
るかは非常に工夫が必要かなと感じました。

もう一つは、Cの部分です。先ほど、ほかの委員も言いましたように、条例ができた後、
非常に重要なことの1つはC-2の権利の啓発です。大人自身に、まず子どもの権利につ
いてしっかりわかっていただかないといけない。あとは、子ども自身がわかる、C-3の
権利学習です。ここにははじめの啓発なども入ってくると思いますので、非常に重要にな
ると思います。

ただ、ちょっと心配しているのは、小学校、中学校はいいんですけれども、どうしても
高校生世代の方たちへの普及啓発が非常に課題になるので、そのあたりはC-3でいくの
か、C-2でいくのか。要は、かなり幅広い問題になりますので、高校生世代への伝え方
を施策に落としたときにどうするのかというのを少し議論したほうがいいかなと感じまし
た。

【委員】

CとEではないのですが、項目の中の1つとして、前文のところで入れていただけたら
なというのが、ウェルビーイングという考え方です。OECDのEducation2030の中でも、
個人のウェルビーイングと集団のウェルビーイングに向けた方向性が示されています。子
どもが本当に幸せで、それが肉体的、精神的、社会的に全てにおいて満たされていること
は、この条例をつくる目的、あるいはこの条例ができることによる効果として前文の中
でどこかで触れていただきたい。ウェルビーイングという言葉がそのまま使われるかどう
かは別ですけれども、解説の中でも構いませんので、前文ですとかBの目的の中にウェルビ

ーイングの考え方が読める記述を考えていけたらなと思っております。

【副委員長】

他の委員もまだこの件については言えていないところがあると思いますので、もしよろしかったら、お願いします。

【委員】

7ページの右側です。ちょっと先走って話をしたところですけども、まず、「学校内の子どもの居場所づくり」の1つ目の◇は、学校の姿を書いているのでD-4に持っていたほうがいいんじゃないかと思います。

2つ目の◇の「自由の相互承認」のところです。人権及び基本的自由並びに云々、原則の尊重を育成するということが教育の目的となっているので、先ほどの子どもの権利を学ぶところもそうですし、人権の相互尊重とか自由の相互承認は、学校の中で育てていったほうがいいんじゃないかと思います。

次の◇「ダイバーシティ時代の学校づくり」について、これも権利条約の中の教育への権利の中でルールについての書き込みがありますので、ここに従ったほうがいいんじゃないかと思います。

その次のインクルーシブ教育について。今、明石市でパブコメを募集しているんですけども、インクルーシブ社会についての条例をつくらうとしています。「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例」の素案ができていて、この中の12条がインクルーシブ教育の推進になっています。教育委員会じゃないところでこういう話をしていいのかなと思っていたんですけども、明石市で条例の中にまさにそのとおり書いてあったので、武蔵野市も遠慮なく書いていいんじゃないかなと思います。どこに書くかは、E-5に移動したほうがいいという意見です。

【副委員長】

もう一回確認をしたいんですけども、今、7ページのところの★「学校内の子どもの居場所づくり」で、ここはどっちに入れたほうがいいという話をさせていただいたと思うんですけども、◇のところを1つずつ確認させてください。

「学校が『自由の相互承認』の感度を育む場となること」はどこに入れたほうがいいとおっしゃいましたか。

【委員】

学校の役割、D-4です。

【副委員長】

「ダイバーシティ時代の学校づくり」はどちらへ。

【委員】

これについてもD-4ですかね。

【副委員長】

インクルーシブ教育のところは。

【委員】

E-5です。

【副委員長】

ほかの委員の方々、意見がもしございましたら、ぜひおっしゃっていただければと思います。

【委員】

私も先ほどどなたかがおっしゃっていたことと重なるんですが、子どもへの周知とともに大人への周知をきちっとうたったほうがいいたろうと思っています。細かいところは多分今後定める条文との調整かと思いますが、子どもへの浸透の中で、1つの方法としては、例えば市内の公立学校の生徒手帳にこの条例を記載するといった形での浸透なども含めて、具体的に子どもの手元に届くような浸透、周知をきちっとやっていったほうがいいたろう。そのもとになる条文になったほうがいいたろうと思っています。そういう意味ではC-3なのかなと思います。

C-2に恐らく大人への浸透、周知があるんでしょうけれども、例えば市のホームページに載せましたとか、そういう一般的な形のものだけではなくて、個々にかかわる大人への具体的、実質的な浸透、広報、普及を念頭にした条文になればと思っています。やっぱり、子どもへの体罰であったり、そういったところの教員とか職員にきちっとした形で研修の場を設けるなりなんなりしてちゃんと伝えなければいけないということが読み込める条文にしたほうがいいと思っています。

主にはC-2とC-3になると思いますが、そういう実質化した条文にすべきというのが私の意見です。

【委員】

学校の子どもの居場所のところで、ちょっと細かいことですがけれども、私の経験からですけれども、大野田小学校のあそべえの障害児クラスには、そのクラスを卒業した現在四

中1年生がお手伝いを兼ねて訪ねてきてくれるんですね。そういう小学校、中学校も超えたような居場所でも居心地のいいところもあるので、ちょっと柔軟に考えていただけたらなと思いました。

【委員】

ちょっとここには含まれていないことなので、関係ないのかもしれないんですけども、川崎の子どもの権利に関する条例で、子どもたちが最初に、大人たちが幸せじゃないと自分たちは幸せになれないというのがあって、私はすごくそれは心にしみました。

身近なところで、知り合いのお母さんが、子どもさんが小さくて共働きなので保育園に預けているんですけども、子どもが発熱をしたときに会社を休まざるを得ないときに、会社の上司から「保育園に預けているから親の愛情が足りないんだ。だから子どもが熱を出すんだよ」と言われたそうで、それをしばらくすごく抱えていたと。そういう不安な気持ちをもたまたま私に吐き出せたからいいんですけども、吐き出すところがないと、子どもにいつてしまったり、エスカレートしてしまうと虐待になってしまうと思うんです。

お母さんとかお父さんが幸せじゃないと子どもは本当に幸せになれないと思うので、まねになってしまっちはいけないと思うんですけども、大人への子どもの権利条例の周知と同時に、そこを考えて何か入れていただけたらなと、ちょっとまた違うのかもしれないんですけども、本当に大事なところだなと思いました。

【副委員長】

私がまさに言いたかったのもそこなんです。親が追い詰められてしまうと、結局子どもに余裕を持って接することができなくなって、いらついてしまったり、すごくぶつかり合いになってしまうことがある。そういう意味では、親が安心できるような世の中にしないと、誰も子どもを持てなくなっちゃうし、うまく育てられなくなってしまうので、そこを考えていただけるとありがたいなと思いますし、それが文言に入っていくといいな思っております。

【委員】

1つだけ今気づいたので、的外れかもしれませんが、ちょっと申し上げておくと、C-1の、どんな権利をといるところを改めて書いてあるものを見ていたんですけども、環境的なもの、環境というのは、要は気候変動とか、マイクロプラスチックみたいなものもそうですけども、健全な環境というか、健康に育つために物理的な環境を保障される権利みたいなものがあるのもいいのかなと。それは多分食の問題だったり気候の問題だった

り、あらゆる部分で、恐らくこれから地球が厳しい状況になっていく中で、子どものためにきちっと地球を守っていく、あるいは日本の環境を守っていくことに大人が取り組む1つのきっかけを、子どもの権利の観点から子どもたちが主張できる、保障されるようなものがあったらいいのかなと思いました。

【副委員長】

ほかは大丈夫でしょうか。

では、本日の議事についてはここで終了して、委員長に進行をお戻ししたいと思います。

【委員長】

どうもありがとうございました。いろんなご意見、大変参考にさせていただきます。もちろん今日は本当に時間が足りないわけでごさいます、事務局からのアンケートに、それぞれの項目別に皆さんがどうしてもというご意見をぜひ書き込んでいただくようお願いしたいと思います。

今後の予定としては、たたき台という形で表現していますが、ぜひ第一次骨子案になるようなものを次回までには出せないかと思っております。

特に大きな課題は、事務局からもありましたように、ムサカツを中心とした子どもたちの声をどこまでこの条例の中に反映できるか。確かにアンケート等での具体化はあったんですけども、ぜひ子どもたちの参加でこの条例をもう少し肉づけできないか。2月にムサカツの実行委員会がございますので、委員会の方々との交流をぜひお願いしたいと思います。

あと、詳しいことは事務局で説明をお願いいたします。

3 その他

【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から連絡事項をお伝えいたします。

まず1点目、議事録についてでございます。速記録ができ次第、皆様にeメール等でお送りしますので、内容のご確認をお願いいたします。速記録で修正すべきところがあれば事務局までお知らせください。皆様からの修正を反映した後に、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目、会議の日程についてでございます。次回の委員会は3月9日の開催を予定しております。開催のご案内や資料については後日お送りさせていただきます。

また、次年度について、今回お示ししたとおり、4月、6月、8月ごろに委員会を開催する予定であります。近く日程について皆様にご案内のメールを送らせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

3点目は、2月13日に開催される Teens ムサカツ実行委員会へのご参加についてでございます。こちらは委員会の公式な活動として実施したいと思いますが、コロナ禍の状況等に鑑み、後日メールでご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4点目、条例骨子案に関するアンケートについてです。会議中にご案内がありましたとおり、骨子案の各項目に含めるべき考え方について皆様にアンケートの形でお伺いしたいと思います。なるべく皆様の意見を反映した骨子案を作成するため、恐れ入りますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、この委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員長】

時間も過ぎましたので、以上をもちまして本日の子どもの権利に関する条例検討委員会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

以上